

東京大学教養学部初年次活動センター利用細則

平成21年1月21日

学部長裁定

平成28年11月2日一部改正

(趣旨)

第1条 この細則は、東京大学教養学部初年次活動センター管理運営規則（以下「規則」という。）第5条に基づき、東京大学教養学部初年次活動センター（以下「センター」という。）の利用について、必要な事項を定める。

(閉室日)

第2条 センターの閉室日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日
- (3) 12月28日から翌年1月4日まで
- (4) 大学入試センター試験及び東京大学第二次学力試験（前期日程）日

2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が必要と認める場合は、臨時に開室又は閉室することができる。

(利用形態と開室時間)

第3条 センターの利用は、次の2形態とする。

一般利用 開室時間中自由に利用する場合

特定利用 第5条の利用申し込みをして、利用許可を受けて利用する場合

2 センターの開室時間は、次のとおりとする。

利用形態	開 室 時 間
一般利用	10:00 ~ 17:00
特定利用	①8:30~10:15 ②10:25~12:10 ③12:10~13:00 ④13:00~14:45 ⑤14:55~16:40 ⑥16:50~18:35 ⑦18:45~20:30

3 管理責任者が必要と認める場合は、前項の開室時間を臨時に変更できるものとする。

(優先利用)

第4条 特定利用は、一般利用に優先して利用することができる。この場合、一般利用者は、特定利用者がセンターを利用している間は利用することができない。

(特定利用の申込)

第5条 センターを特定利用しようとする場合は、利用の6ヶ月前から1週間前までに、所定の利用申込書を管理責任者に提出し、許可を受けなければならない。

2 利用申し込みをできる者は、本学部等の学生、教職員とする。ただし、本学部以外の教職員あるいは学生のみが申し込みをする場合には、本学部の教職員が紹介者とならなければならない。

3 利用する者の活動内容は、規則第2条に定めるセンターの目的に沿うものでなければ

ならない。

4 利用時には、原則として本学部の教職員または初年次活動プログラム運営委員会（以下「運営委員会」という。）が認めたTA等が利用責任者として在室しなければならない。

5 特定利用申込者は、申し込みに際し、前項の利用責任者を確保しなければならない。
（特定利用の制限）

第6条 特定利用のコマ数は、原則として1日2コマ以内とし、1週間当たり3日6コマ以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が必要と認める場合は、利用制限を緩和することができる。

（利用許可の取消）

第7条 管理責任者は、次の各号に該当すると認められる場合は、利用許可を取り消す、又は利用を中止させることができる。

（1）この細則に違反した場合

（2）センターの管理に重大な支障を与えた場合又は与えるおそれがある場合

（3）利用申込書に虚偽の記載をした場合

（4）その他、管理責任者が必要と認めた場合

（利用者の義務）

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）火災、盗難等の事故防止につとめること

（2）他の利用者の迷惑となるような行為をしないこと

（3）故意に設備等を滅失、損傷又は汚損してはならない

（4）室内付帯設備、備品等を許可なく室外に移動してはならない

（5）室内での飲食は認めるが、清潔に留意し、ごみを残置してはならない

（6）室内での喫煙は禁止する

2 特定利用の場合は、利用開始及び利用終了の際には、事務部学生支援課に報告し、その確認を受けなければならない。

（原状回復）

第9条 利用者が、その責に帰する理由により、建物、備品等を汚損又は滅失したときは、これを原状に復さなければならない。ただし、原状回復が困難と認められる場合は、その損害を賠償するものとする。

（補則）

第10条 この細則に定めるものの他、センターの利用に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て管理責任者が定める。

付 則

（1）この細則は、平成21年1月21日から施行する

（2）この細則は、平成21年9月7日から施行する

（3）この細則は、平成27年4月1日から施行する

（4）この細則は、平成27年1月29日から施行する

（5）この細則は、平成28年11月2日から施行する